

韓国における多文化共生社会に向けての 多文化政策の形成

金 侖貞

1. はじめに

多文化をめぐる韓国社会が本格的に動きだしたのは、2006年のことである。日本と同じく長らく「単一民族」という考え方が根強かった韓国で、2006年を起点に様々な多文化政策が打ち出され、在韓外国人処遇基本法（2007年）や多文化家族支援法（2008年）などの在韓外国人関連法制の整備も進んでいる。

在日韓国・朝鮮人を中心とした地域社会の動きなどを受けて多文化施策の整備が始まった日本に比べて、韓国では政府を中心に積極的に多文化社会への移行が取組まれている。その背景には、戦前から在韓外国人として居住してきた約2万人の華僑や1990年を前後に増加した外国人労働者に加え、2000年以降に急増した国際結婚で入ってくる外国人女性（結婚移民者¹⁾）やその子どもの存在がある。特に、外国人女性の存在は、今までの外国人とは違ってこれからも韓国社会で暮らしていくという「定住外国人」であるとの認識が持たれ、彼女らの存在によって多文化政策の整備は拍車がかかることとなる。

本稿では、韓国における多文化政策を概観し、その中でも結婚移民者に関する政策²⁾を分析することで、今後の「多文化共生社会」を実現していく上での課題とは何かを提起する。

2. 中央政府による多文化政策の整備

2006年は、韓国における多文化政策の「元年」といえるほど、様々な多文化政策が政府中央機関から出された。結婚移民者の存在とその子どもたちの学校

制度への編入によって³⁾、彼らに対する政策が韓国社会の緊急の課題となったのである。

1) 在韓外国人⁴⁾における結婚移民者の存在

2007年12月現在、韓国では約106万人の外国人がいるとみられ、不法滞在の外国人を含めると、実質的には120万人を超えている⁵⁾。韓国全人口の約2%を外国人が占めているのである。

1990年を境に外国人労働者が入りはじめ、その後在韓外国人が増えていくこととなるが、制度的問題⁶⁾から不法滞在となる外国人労働者が増加したこともあり、それまでの外国人政策は労働部や法務部を中心に取組まれ、外国人に対する支援は主に宗教団体や市民団体などの限られたものであった。

このような動きが変わるのは、2002年から国家人権委員会による一連の実態調査—国内居住外国人労働者の人権実態調査(2002年)、外国人労働者児童の人権実態調査(2003年)、国内居住華僑の人権実態調査(2003年)、外国人関連国家人権政策の基本計画樹立のための研究(2004年)など—や、2005年の公職選挙法改正による永住資格の外国人への地方参政権付与⁷⁾、2006年のNFLのハインス・ワードがMVPに選ばれたことから触発されたダブルへの社会関心の高まりなど、多文化社会に向けての動きが見えはじめることとなる。

こういった流れを踏まえて展開されるようになる多文化政策において、その中心に置かれるのは結婚移民者(特に女性)であった。行政安全部によると、2008年7月現在結婚移民者は110,362人がいるという(表1)。

表1の統計には、国籍をとっている人は含まれておらず、実際の結婚移民者の数はさらに多いと推測される。2006年に韓国人男性と結婚した外国人女性の婚姻件数は30,208件で、全体の婚姻件数の1割を占めるほど国際結婚は増える傾向にあり、また、その結婚移民者の5割は首都圏であるソウル・京畿道地域に居住する⁸⁾など、農漁村だけでなく都市部にも多くの結婚移民者が住んでいるとみられる。そして、その結婚から生まれた子どもも約6万人いるといわれ、半数以上の子どもは6歳未満である(表2)。

結婚移民者は全体の在韓外国人の中で1割を占める存在⁹⁾であるが、一方

〈表1〉結婚移民者の国籍別在留現況 (2007.12.31. 法務部)

国籍別在留現況			
	全 体	男 性	女 性
全 体	110,362	13,126	97,236
出身国			
韓国系中国人	36,632	5,566	31,066
中国漢族	26,571	2,595	23,976
ベトナム	21,614	101	21,513
日本	5,823	526	5,297
フィリピン	5,033	152	4,881
モンゴル	2,088	28	2,060
カンボジア	1,919	5	1,914
タイ	1,809	30	1,779
アメリカ	1,436	904	532
ウズベキスタン	1,208	38	1,170
その他(112ヶ国)	6,229	3,181	3,048

出典：보건복지가족부 다문화가족과 『다문화가족 생애주기별 맞춤형 서비스지원 강화계획』, 2008年 5月13日, p.11.

〈表2〉結婚移民者の子どもの年齢別現況 (2008年 7月、行政安全部)

区分	合計	6歳未満	7-12歳	13-15歳	16-18歳
学生数	58,007	33,140	18,691	3,672	2,504
比率 (%)	100	57. 1	32. 2	6. 3	4. 3

出典：보건복지가족부 『다문화가족 생애주기별 맞춤형 서비스지원 강화대책』, 2008年10月30日, p.2.

で在韓外国人の中で最も多い外国人労働者の場合は、一時期出稼ぎにきているという認識や彼らの多くがオーバーステイであったことから、政府は今まで積極的に外国人政策を採っていなかった。それが、結婚移民者やその子どもに対する関心が高まるにつれ、政策においても、研究においても、ここ近年目を見張るような発展を遂げている。その起点となったのが、「2006年」である。

2) 「2006年」に出された多文化政策

2006年に多文化社会を表明する様々な政策が政府機関から出され、この時期以降に多文化政策は本格化することとなる。結婚移民者や多文化家庭の子ども¹⁰⁾といった概念が普及するの、この時期以降であろう。政府レベルで2006年に出された主な多文化政策計画は、表3のとおりである。

特に、2006年4月の第74回国政課題会議で貧富格差・差別是正委員会から出された「女性結婚移民者及び混血人¹¹⁾・移住者の社会統合支援方案」では、結婚移民者の社会統合と開かれた多文化社会の実現がビジョンに掲げられ、それ以降に「多文化社会」が政策のビジョンや目標と提示される転機となった¹²⁾。

「外国人政策の基本方向及び推進体系」は外国人政策委員会から出されたもので、8つの課題で構成されていたが、これと関連して法務部は2007年に「在韓外国人処遇基本法」¹³⁾を制定し、2009年1月を目標に「多文化社会統合プログラム」を実施することを発表した¹⁴⁾。

さらに、行政自治部（現 行政案全部）は、2006年8月に「地方自治団体居住外国人の地域社会統合支援業務の推進指針」を出し、実態把握、外国人支援条例制定、外国人施策支援機構の構成などを推進することを提示し、条例に関しては、同年10月31日に「居住外国人支援標準条例案」を各自治体に示達した。標準条例案では、条例の目的を「外国人の地域社会の適応と生活便益の向上を図り自立した生活に必要な行政的支援方案を整えることで、地域社会の一員として定着すること」とし、90日以上居住し生計をたてる活動に従事している外国人を「居住外国人」と定義しながら、他の住民と同様、行政サービスを受け公共施設が利用できるなど、居住外国人の地位を規定している。これを受け、実際に外国人支援条例を策定する自治体や自治体独自の条例を制定する動きがあるなど、条例の策定をめぐる動きもみられる¹⁵⁾。

このように、韓国では様々な中央政府機関で在韓外国人をめぐる多文化政策が打ち出されている状況で、外国人に関連した政府の組織体系は図1のとおりである。

どのような視点からどの対象により焦点を当てるかによって、各中央機関の政策は分かれ、それぞれ外国人関連政策を出していることが分かる。しかし、

〈表3〉2006年に出された多文化政策計画

	女性結婚移民者家族及び混血人・移住者の社会統合支援方案	多文化家庭の教育支援対策	外国人政策の基本方向及び推進体系	社会ビジョン2030
発表時期	2006. 4.	2006. 5.	2006. 5.	2006. 8.
関連部処	14部処及び委員会	教育人的資源部	外国人政策委員会	大統領諮問政策企画委員会
ビジョンと目標	女性結婚移民者の社会統合と開かれた多文化社会の実現 —差別及び福祉からの疎外状況の解消	文化民主的統合(Cultural Democratic Integration)をとおして韓国を文化的溶解の場(Cultural Melting Pot)へと転換	外国人と共に生きる、開かれた社会の具現 —外国人の人権尊重と社会統合 —優秀な外国人人材の誘致支援	世界と交流する多文化社会 —差別と排除のない多文化社会
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> —脱法的な国際結婚仲介の防止及び結婚当事者の保護 —家庭暴力被害者の安定的な在留支援 —韓国社会の早期定着への支援 —児童の学校生活への適応支援 —生活安定支援強化 —社会的認識の改善 —推進体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> —多文化家庭支援のための部処間の協力体系の構築、我が国民の多文化主義意識を高める —地域社会の多文化家庭支援の協力体制構築の支援 —‘学校’の多文化家庭子女の支援機能の強化 —多文化家庭子女の教育のための教師の力量強化 —教育課程及び教科書に多文化教育要素を反映 —大学生mentoring事業を多文化家庭子女に拡大 —国際結婚家庭子女の二重言語学習の支援、不法滞在子女の身分安定のための部処間の協議推進 	<ul style="list-style-type: none"> —外国籍同胞の包容 —結婚移民者、外国人女性、外国人の子女の権益向上 —難民に対する実質的な支援 —外国人勤労者の処遇改善 —不法滞在外国人の人権保護 —多文化社会への統合基盤の構築 	<ul style="list-style-type: none"> —結婚移民者と移住労働者など新しく登場する社会的排除集団の基本的な人権保護と社会統合促進のための基本法制定、政府内の担当機構の設置 —国際結婚移住女性基礎生活保障、結婚移住女性支援センター、言語教室運営などの支援策整備

出典：김이선・황정미・이진영『다민족·다문화사회의 이행을 위한 정책 패러다임 구축 (I)－한국사회의 수용현실과 정책과제』한국여성정책연구원, 2007年, p. 170.

ここ2-3年間の間に出された政策は重複している部分も多く、例えば、多文化家族への教育支援政策においても同様なことがいえる。

表4から分かるように、結婚移民者に対する韓国語教育だけみても、文化観光部（現、文化体育観光部）によるもの、農林部（現、農林水産食品部）によるもの、女性家族部によるものなど、教育支援の内容は韓国語で同じでも、管轄する中央機関が分かれていることがわかる。

学校の多文化教育に関しては、教育人的資源部（現 教育科学技術部）を中心に行われ、2006年に出された「多文化家庭子女の教育支援対策」に基づいて政策は進んでいる。

教育人的資源部はソウル大学を中央多文化教育センターに指定し、多文化家庭子女の実態調査をはじめ、2007年度には多文化教育政策の立案のための基礎認識調査研究、多文化教師のための教育参考資料の開発などの7つのプロジェクトを終えている。2008年度にも、学校多文化教育の実態分析研究、多文化教育政策の国際比較研究などの7つの研究プロジェクトが行われた。さらに、センターでは、多文化教育核心教員¹⁶⁾の養成についての研究をはじめ、2008年からは研修を直接実施する¹⁷⁾など、どのように学校教育の枠組みの中に多文化教育を根づかせていくのか研究を積重ねてきている。

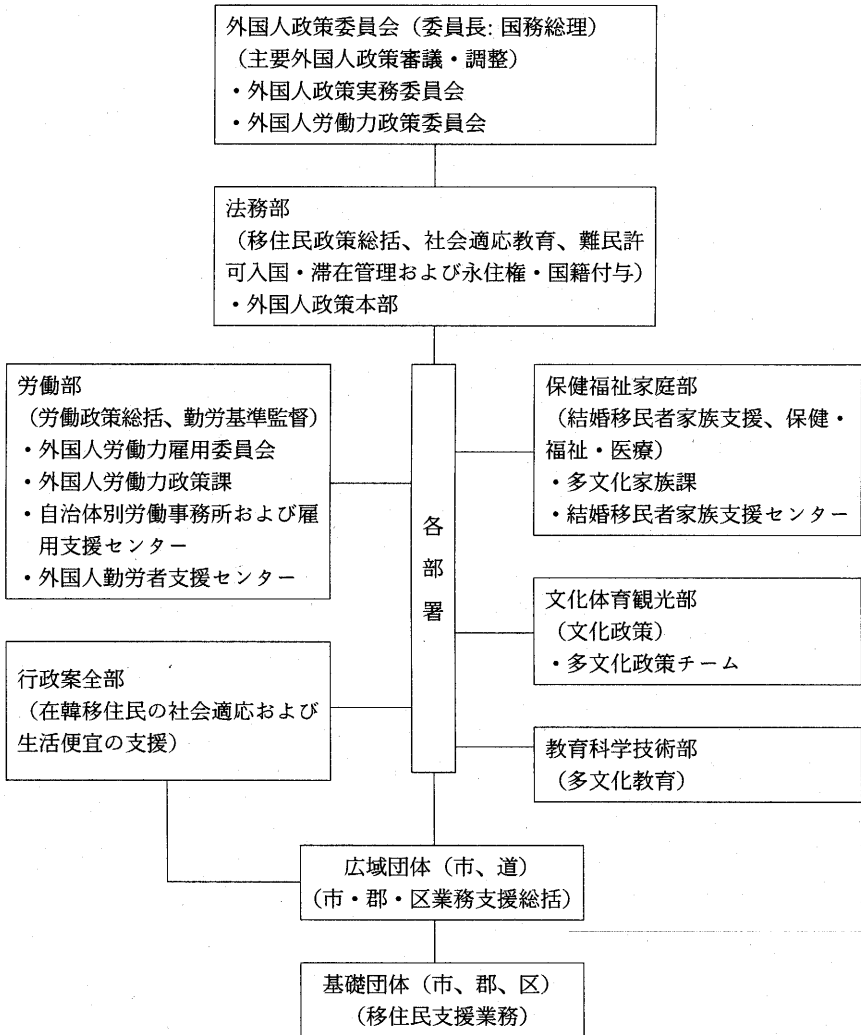
その他にも、多文化教育政策研究学校（幼稚園2校、小学校8校、中学校1校、高校1校）が指定され、多文化教育と関連した教育課程、教育方法及び教育資料などを研究し開発する取組みも行っている。

以上のように、韓国社会の現実課題としての「多文化化」に対応した多文化教育政策は、多様かつ急速に展開している。その多文化政策が実際にどのように実施されているのか、多文化政策整備のきっかけとなった結婚移民者を中心に、女性家族部（現 保健福祉家族部¹⁸⁾）関連政策をさらに検討することとしたい。

3. 結婚移民者に対する多文化教育政策

女性家族部（当時）は2006年に結婚移民者家族の実態調査（ソル・ドンフン他『結婚移民者家族の実態調査及び中長期支援政策方案研究』2006年12月）や韓国語テキスト（『女性結婚移民者のための韓国語教材』）の開発など、結婚移

〈図1〉 在韓外国人関連政府体系¹⁹⁾



出典：キム・ソリョン、イ・ヨンア、イ・ジョン「韓国の移住民政策と進むべき方向」『移住労働者と連帯する全国フォーラムかながわ2008 韓国の移住民、現実と政策、運動』移住人権連帯（韓国），2008年，p.14.

〈表4〉 中央政府機関による多文化家族への教育支援の比較・検討

部処	教育人的資源部	女性家族部	農林部	文化観光部
名称	多文化家庭子女の教育支援	結婚移民者家族支援センターの支援・運営	農村女性結婚移民者家族の支援	結婚移住女性家族の韓国語教育支援
推進目的	多文化家庭子女に対する教育支援強化及び多文化教育環境の助成	韓国語・韓国文化理解教育及び子女養育法指導などを通して子女の学校生活への適応を図る	農村地域の女性結婚移民者家族の安定的な農村定着	結婚移住女性家族への韓国語・韓国文化教育実施
事業対象	多文化家庭子女(国際結婚家庭子女及び外国人勤労者子女)	結婚移民者家族及び子女	農村地域の女性結婚移民者及び家族	結婚移住女性家族及び子女
主要内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市道単位 of 多文化家庭子女教育の活性化 —KSLクラス及び特別学級運営 —研究学校運営 —教師の力量強化 —プログラム及び教材の開発・普及 ・多文化教育センター設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚移民者家族支援センター指定 —韓国語教育、家族教育、文化教育、情報提供 —結婚移民者家族統合教育プログラムの開発・普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・農村地域の結婚者家庭を訪問指導する教育ドゥミ(助っ人)運営 —言語教育、文化教育、家族関係増進教育等 ・夫婦教室、家族キャンプ実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国語講座の開設・運営 ・‘社会文化芸術教育支援事業’を通して文化芸術教育を支援 ・移住女性子女のための韓国文化体験行事
検討結果	小中高校に在学中の子女の学習における困難の解消及び学校適応を図るのが主な目的	学校とは別のセンターを中心に結婚移住女性家族支援	農村地域の女性結婚移民者家族の安定的な定着支援が主な目的	韓国語教育の資料開発・普及及び文化芸術支援

出典：김이선・황정미・이진영『다민족・다문화사회로의 이행을 위한 정책 패러다임 구축 (I)－한국사회의 수용현실과 정책과제』한국여성정책연구원, 2007年, pp.246-247.

* 中央官庁の名称は発表当時のものである。

民者である外国人女性とその家族に対する政策に力を入れている。

1) 結婚移民者家族支援センター事業

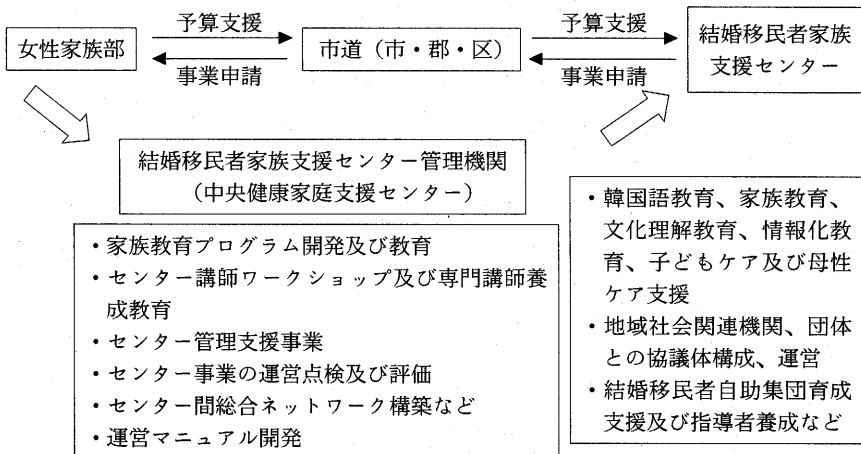
女性家族部は、結婚移民者とその家族に対する事業として「結婚移民者家族支援センター」(以下、センター)の設置・運営を進めていた。センターは、「健康家庭基本法」第21条²⁰⁾に基づき、2006年4月から設置しはじめ、2008年6月現在全国80ヵ所が、自治体の直営か社団法人、NGOなどに委託運営されている。センターの運営体制は、<図2>のとおりである。

センターの運営は、中央健康家庭支援センターのもと韓国語教育や韓国文化教育から子どものケアなどの支援を事業内容とし、2007年12月までセンターを利用した利用者は累計で25万人を超えている。2008年2月の政府の組織改編によって、現在センターの管轄機関は女性家族部から保健福祉家族部となった。

管轄機関が保健福祉家族部となった後、同年3月には「多文化家族支援法」(参考資料)が制定された。

「多文化家族支援法」は、「多文化家族の構成員が安定的な家族生活を営為

<図2> 結婚移民者家族支援センター事業の推進体制



出典：여성가족부 『2007년도 시·도 「결혼이민자가족지원센터」 운영지침』, 2007年2月, p. 1.

できるようにすることで、その暮らしの質の向上と社会統合に資すること」を目的に、国家及び自治体の責務を明らかにした上、3年ごとの実態調査²¹⁾や外国語によるサービス、生活情報の提供及び教育支援、家庭暴力の被害者に対する保護・支援など結婚移民者に関するものから、第10条（児童保育・教育）に多文化家庭の子どもへの差別禁止やプログラム支援といった子どもへの働きかけ、多文化家族支援業務に携わる公務員教育（第13条 多文化家族支援業務関連公務員の教育）、社会の多文化家族に対する理解を促すための多文化理解教育や広報など（第5条 多文化家族に対する理解増進）についても規定するなど、多文化家族を支援する法的基盤が整備されるようになった。

そして、第12条には「多文化家族支援センターの指定等」が定められ、この法律の施行を受けて結婚移民者家族センターは9月22日をもって多文化家族支援センターへと名称が変更された。法では、センターの業務を①多文化家族のための教育・相談等支援事業の実施、②多文化家族支援サービスの情報提供及び広報、③多文化家族支援関連機関・団体とのサービス連携、④その他に多文化家族支援のために必要な事業、としている。このような結婚移民者家族支援センター事業が実際に地域社会でどのように実施されているのか、富川市の事例から考えることとしたい。

2) 京畿道富川市の結婚移民者家族支援センター²²⁾

富川市フチョンは、中小企業の多い地域的特性から外国人労働者が多く、1995年に設立された「富川外国人労働者の家」では、外国人労働者に関連する相談から韓国語教育、帰国定着事業などの活動を積み重ねている。このように以前から外国人労働者への支援・対応に取り組んできた団体とともに、新しく結婚移民者を対象とした事業の一環として始まったのが、結婚移民者家族支援センターの設置・運営である。

2007年4月30日現在、富川市の外国人は12,028人で、そのほとんどが8千人を越える労働者であり、結婚移民者は1,606人（このうち国籍取得者1,105人）が生活しているという²³⁾。

富川市の結婚移民者家族支援センターは、富川文化財団が委託をうけ、2007

年6月に「健康家庭支援センター」（2006年に設置）内に設置されたが、2008年1月に場所を女性会館に移り、今に至っている²⁴⁾。

職員はセンター長を含め3名で、事業はセンター内で実施する事業と訪問事業とに構成され、2人の職員がそれぞれの事業を担当している。センターで必ず行うようになっている事業は、5つ—①韓国語教育、②ウリ（我が）社会理解教育、③自助集団、④家族教育、⑤家族相談—で、実際の事業内容は表5のとおりである。

韓国語クラスは、2007年の2クラスから今年に3クラスとなり、教材は女性家族部の『結婚移民者のための韓国語』を使っている。ウリ社会理解教育は、センターの職員やボランティアと一緒に直接バスや地下鉄に乗ってみたり区役所に行ってみるフィールドワークで実施している。結婚移民者自らの集団を通して彼女たちの「エンパワーメント」を図る自助集団は、韓国語クラスに通う

〈表5〉 富川市結婚移民者家族支援センターの事業内容

1. 教育事業	韓国語教育	第一歩、初級、中級の3クラス
	パソコン教育	ハンゲルキボードを覚える、インターネットを活用するなど
	ウリ(我が)社会理解教育	区役所見学、交通手段利用法など
2. 家族文化事業	料理教室	鍋料理、おかずなどを直接作り調理法を学ぶ
	自助集団	結婚移民者及び配偶者の多様な情報交流機会の提供
3. 家族支援事業	家族教育	韓国文化と妻の国の文化を理解する。効果的なコミュニケーション方法
	家族相談	個人相談、夫婦相談などを通して健康な家族関係形成を支援
	情緒支援	韓国の童謡及び歌謡を歌う
4. 地域社会ネットワーク事業	多文化認識改善	結婚移民者と地域住民が一緒にする多文化フェスティバル
	多文化ネットワーク会議	富川市の関連機関間情報交流及び事業調整のための多文化ネットワーク会議

出典：「富川市結婚移民者家族支援センターリフレット」より。

受講生を中心に始める予定であるという。

センターで実施する事業以外に、センターの特性ともいえるのが訪問事業である²⁵⁾。センターまで来ることのできない人々を対象に週2回2時間ずつ韓国語と児童養育の2つの内容で実施するが、児童養育とは12歳未満の子どもを持つ結婚移民者に養育に関連する教育をするものである。期間は1次（3月から7月）と2次（8月から12月）にわかれ、どちらかを受けることになる。

指導士とよばれる担当者は2月に公募し、それぞれ韓国語教員の資格をもつかそれに相当する経験をもつこと、保育士の資格をもつかそれに相当する経験をもつことが条件とされ、韓国語は4家庭を、児童養育は3家庭を一人が担当することになっている。指導士は中央センターで50時間の研修を受け、その後各センターで2回のブラッシュアップ教育（合計20時間）を受ける。

韓国語は8人が1年間48家庭、児童養育は12人が96家庭を担当することになる。富川市のセンターは、富川市だけでなく隣接した光 明市クワンミョンと金浦市キンポも管轄地域となっているため、希望する家庭と指導士の先生は両自治体が募集し、指導士の研修などはセンターがする仕組みになっている。

さらに、他の自治体では見られない試みとして、「多文化ネットワーク会議」が開かれていた。2006年から外国人労働者・結婚移民者を支援するいくつかの団体から始まった会議は、センターの設置を受けて今はセンターを中心に会議が行われ、月1回情報交換をはじめ富川市の多文化事業について議論する場として機能し始めている。その会議の成果として『富川市多文化ネットワーク機関及び事業情報』という冊子も発行している。

以上のように、地域社会に支援センターという施設を設置・運営することで、結婚移民者やその家族に必要な教育や支援が試みられている。まだセンターの事業が始まったばかりで、各地域に適した支援のあり方や従来の支援団体との連携など、今後の課題はあるとしても、その機能が効果的に発揮されれば、地域の「多文化共生」の拠点として機能していくのであろう。

3) 保健福祉家族部の発足以降の政策

多文化家族支援法の制定以降、保健福祉家族部は結婚移民者家族に関する政

〈表6〉 生涯周期別誂えサービスの内容

段階別	内 容	政策手段及び伝達体系
入国前結婚準備期	国際結婚仲介業者の管理 韓国生活に関する情報提供・相談 韓国人配偶者教育	結婚仲介業の管理に関する法律 国際結婚移民館 結婚移民者家族支援センター
家族関係の形成期	韓国語教育及び妊娠・出産支援 総合情報の提供及び通・翻訳サービス 危機への介入、家族統合教育	結婚移民者家族支援センター 放送大学及びデジタル大学 情報マガジン/通・翻訳システム 移住女性1366センター及びシェルター
定着及び子女養育期	児童養育支援 就業力量強化（営農技術教育、就業教育、情報化教育）	結婚移民者家族支援センター（雇用支援センターと連携） 保育施設
力量強化期	就業との連携 多文化社会への統合リーダーの育成	結婚移民者家族支援センター政策 モニターリング団/自助グループ
全段階: 多文化力量の強化 ・多文化政策の推進基盤整備 - 多文化家族支援法施行、結婚移民者家族支援センターの拡大 ・地域社会との協力ネットワークの強化—多文化奉仕隊構成・活動 ・国民の多文化認識改善—多文化教育・広報		

出典：보건복지가족부 다문화가족과 『다문화가족 생애주기별 맞춤형 서비스 지원강화계획』, 2008年5月13日, p.2.

策として5月に「多文化家族生涯別マッシュム（誂え）型支援強化計画」を発表した（表6）。

「入国前結婚準備期—家族関係形成期—定着及び子ども養育期—力量強化期」の4つの段階ごとの支援と、全ての段階にわたって多文化政策の推進基盤づくり及び地域社会の協力ネットワーク強化、国民の多文化に対する認識改善を行うことを明らかにしている。結婚移民者とその家族に対して、求められる情報の提供や教育など、結婚する前から家族を形成し子どもを育てていく過程にわたって、必要な政策を打ち出し、その拠点として結婚移民者家族支援センターを積極的に位置付けている。

さらに、この計画に基づいた対策が10月30日に発表され、生涯周期別の政策

〈表7〉 生涯周期別政策課題

周期別	政策課題	推進課題
結婚準備期	結婚仲介の脱法防止及び結婚予定者への事前準備支援	<ul style="list-style-type: none"> ・国際結婚の脱法防止及び結婚当事者の人権保護 ・結婚移民予定者の事前情報提供 ・韓国人の予備配偶者への事前教育
家族形成期	結婚移民者の早期適応及び多文化家族の安定的な生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚移民者の意志疎通支援 ・多様な生活情報の提供 ・多文化家族の生活保障 ・家族関係の増進及び家族の危機予防
子女養育期	多文化家族子女の妊娠・出産・養育支援	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産支援 ・父母の子女養育能力の培養 ・乳幼児保育・教育の強化 ・父母・子女の健康管理
子女教育期	多文化児童・青少年の学習発達及び力量の開発強化	<ul style="list-style-type: none"> ・児童言語・学習・情緒発達支援 ・児童・青少年の力量開発支援 ・貧困・危機児童・青少年への支援 ・父母の子女教育の力量強化
家族の力量強化期	結婚移民者の経済・社会的自立力量（能力）強化	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚移民者の経済的自立力量（能力）強化 ・結婚移民者の社会連携の強化
家族解体時	解体された多文化家族子女及び片親家族の保護・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・片親家族への支援 ・要保護児童への支援
全段階	多文化社会への移行のための基盤構築	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の推進体制の整備 ・国民の多文化認識の

出典：보건복지가족부 『다문화가족 생애주기별 맞춤형 서비스 지원강화대책』, 2008年10月30日, p.13.

課題がより明確に提示された。「グローバル・コリアに向けての開かれた多文化社会」をビジョンに掲げ、結婚移民者の早期定着及び自立する能力を高めること、多文化家族の安定的な生活を維持すること、子どもの健康な成長とグローバルな人材として育成すること、国民の多文化社会に対する理解を増進することの4つが目標とされた。そして、それを具体的に実現するための政策の方向

づけとして、第一に、結婚移民者だけでなく家族を対象とした政策を推進すること、第二に、家族の生涯周期別に合わせたサービスを提供すること、第三に、民と官が協力することで事業を効率的に推進することが示された。

5月に出された計画では4つだった生涯の周期が、今回の対策においては7つの段階とされ、表7のような政策課題が明示された。

結婚移民者が増加している現実に対して社会的認識や制度が十分に整っていない現状、そして今後も増えていく、いわゆる「多文化家族」が生活していく上で生じる様々な課題をもとに、政策課題は想定されているといえよう。このような政策のビジョンや課題がこれから実際に実施されることとなるが、今まで経験したことのない課題が多いだけに、今後の推移には注目していく必要がある。

以上のように、2006年以降多文化政策をめぐっては多様な政策や事業が始まり、どのように多文化化している韓国社会の現状を踏まえ、「多文化共生社会」を創っていくのか、その道筋への模索は始まっている。

4. 多文化共生社会の形成に向けての課題

韓国における多文化政策は、今までみたように政府主導で進められ、制度の整備や政策の展開において大きく進展している。このような2-3年間の発展は、「多文化」というものが韓国社会を考える上で重要な概念であり、考え方であることを示すものであるにほかならない。

こういった発展の背景には、「定住化」という認識がその根底にあることは、日本における自治体の多文化施策の形成が在日韓国・朝鮮人の「定住化」がその背景にあったことを考えると、これから社会の一員として生きていく上で国民と同様の権利の享受が求められ、それが多文化社会に向けての制度づくりへと繋がっていくこととして理解できるであろう。韓国の多文化政策は、このような定住化の認識をテコに進められ、その対象の中心に結婚移民者が位置付けられていることは先述したとおりである。

しかし、「結婚移民者の定住化」に触発された政策において女性の結婚移民者対象の政策やプログラムが多くみられるのに対し、例えば、同じ結婚移民者

であっても男性の結婚移民者を視野に入れたものはほとんど見当たらないのも、また、現状である。つまり、韓国社会から創り上げていく多文化社会のためには、女性の結婚移民者だけでなく在韓外国人を構成している多様な他者を対象とした政策の拡がりが必要と求められる。

このような課題に加え、多文化社会の具現化、内実化をもたらすためには、多文化をどのように受入れていくのかという、外国人の「当事者性」とともに、韓国人自身の「当事者性」の問題が考えられる²⁶⁾。

女性家族部が2007年に実施した結婚移民者に対する国民意識調査によると、結婚移民者に実質的に必要な政策に、制度的支援（29.5%）だけでなく、社会的偏見を是正する政策（24.9%）も重要であるという結果が出され、特に、韓国社会が優先的に解決すべき課題として、「多文化尊重」へと国民の認識を転換すること（46.0%）と結婚移民者に対する社会的偏見の是正（26.0%）があげられていたという²⁷⁾。

自己と他者からなる多文化共生社会において、結婚移民者に教育支援を行うことも大事であるが、彼らをどのように受け入れられるのかという、周りの人々に対する働きかけの重要性は否めない。「多文化家族支援法」においては公務員や一般市民を対象とした教育の必要性が法条文として明記されるようにはなったが、実際にはまだまだ配偶者をはじめ多文化家族を対象とする教育の実施すら難しい現状であると聞く。

他者との共存・共生には、自己の認識転換が大事であることは、日本の多文化教育形成において外国人だけでなく日本人自身の意識を変えることが求められた1970、80年代の在日韓国・朝鮮人への教育支援を求めている運動からも分かるであろう。共に生きることは、相互理解、相互認識に立脚した関係形成なしには実現できない。両者の「当事者性」がどのように形成され、多文化共生社会の創造を導き出していくのか、韓国社会だけでなく日本社会においても大事な課題であるに違いない。

* 本稿は、科学研究費補助金若手研究（スタートアップ）「地域社会教育における多文化共生支援システムに関する日韓比較研究」の研究成果の一部である。

注

- 1) 結婚移民者という用語は、2006年にソル・ドンフン教授らの行った実態調査で国際結婚できた外国人女性を指す概念として初めて用いられ、その後広まったという。アジア人権文化連帯イ・ランジュ代表聞き取り調査(2008年8月26日)より。
- 2) 金侖貞「社会的統合に向けて変動する韓国社会—移住女性の多文化施策への始動を中心に—」(『東アジア社会教育研究』No.12., 2007年)も一緒に参照して頂きたい。
- 3) キム・ヘスは、宣教師や在韓米軍以外の外国人が韓国社会で可視化したのは1991年11月の産業研修生制度の開始以降であるといながら、その後15年が過ぎ、ここ1年間「多文化」が大衆的に言及されるようになったきっかけは、国際結婚特に韓国の男性と結婚して移住してきた女性が多くなり、その子どもが学齢期に差し掛かったことと関係があると指摘する。김혜순「한국의 '다문화사회' 담론과 결혼이주여성: 적용과 통합의 정책마련을 위한 기본 전제들」『동북아 "다문화" 시대 한국사회의 변화와 통합』한국사회학회, 2006年, p.14.
- 4) 韓国における在韓外国人は、時代によってその特性が変化してきた。詳しくは、金侖貞「社会的統合に向けて変動する韓国社会—移住女性の多文化施策への始動を中心に—」(『東アジア社会教育研究』No.12, 2007年, pp. 76-77. を参照してほしい。
- 5) 2008年5月現在200カ国をこえる国籍の外国人が127万人居住しているともいわれている。キム・ソリョン他「韓国の移住民政策と進むべき方向」『移住労働者と連帯する全国フォーラムかながわ2008 韓国の移住民, 現実と政策, 運動』移住人権連帯(韓国), 2008年, p.11.
- 6) 1991年から実施してきた産業技術研修生制度では、『「研修生」という身分では安い賃金しかもらえず、より高い賃金を求め職場を離脱し不法滞在者になるケースが多発し、不法滞在者が外国人労働者のほとんどを占める状況が生じてしま」ったのである。その後、産業研修生制度は、雇用許可制に一元化された。金侖貞, *op.cit.*, p.77.
- 7) それによって実際に選挙権が行使できたのは、その対象が「永住の在留資格の取得日から3年を経過した19歳以上の外国人」だったため、ほとんどが華僑であったという。엄한진「전지구적 맥락에서 본 한국의 다문화주의 이민논의」『동북아 "다문화" 시대 한국 사회의 변화와 통합』한국사회학회, 2006年, p.68.
- 8) 2007年12月31日現在、11万人の結婚移民者の中でソウルには28,108人が、京畿道には28,135人が居住しているとみられ、5割以上がソウル・京畿道地域に住んでいることが分かる。보건복지가족부『다문화가족 생애주기별 맞춤형 서비스 지원강화 계획』, 2008年5月13日, p.11.
- 9) 法務部の統計によると、2008年3月現在在留外国人1,118,498人の中で結婚移民者は115,113人がいるとみられ、全体の在留外国人の1割を占めているという。
- 10) 国際結婚から生まれた子どもに対しては長らく「混血児・人」という言葉が使われ

ていたが、近年「多文化家庭の子女」がそれに代わって使用されるようになった。このような言葉の使用に関して、『多文化教師のための教育の参考資料の研究開発及び研修』では、「今まで私たちが広く使ってきた『混血児』という言葉は人種的概念をもとに根本的に差別的要素を含んでいる反面、『多文化家庭の子女』は人種や国家、地域を超えて多文化家庭の子どもを人類普遍的な人間関係の中で捉える概念」とであると定義する。また、『コシアン (Kosian, KoreanとAsianから作られた造語)』という言葉も使われていたが、「社会的少数集団が機会の不均等の状況を克服するよう配慮するために導入された言葉であったが、別の呼び名をつけるのはそれ自体がすでに烙印 (stigma) の効果の性格を有しているため、教育現場ではその使用に慎重でなければならない」としている。서울대학교 중앙다문화교육센터 (연구책임자 권오현) 『다문화교사를 위한 교육 참고자료 연구개발 및 시범연수』 교육인적자원부, 2007年, pp.15-16.

- 11) 「混血人」という言葉は、差別用語ではあるが、方案の名称なのでそのまま援用することを断っておく。
- 12) 김이선・황정미・이진영 『다민족・다문화사회의 의행을 위한 정책 패러다임 구축 (I) - 한국사회의 수용현실과 정책과제』 한국여성정책연구원, 2007年, p. 169.
- 13) 在韓外国人処遇基本法は、「在韓外国人が大韓民国社会に適応し個人の能力を十分発揮できるようにし、大韓民国国民と在韓外国人が互いを理解し尊重する社会環境をつくり大韓民国の発展と社会統合に資すること」(第1条)を目的に制定され、在韓外国人の処遇に関する事柄を定めている。全5章23条に構成されている。
- 14) 2008年6月に法務部出入国・外国人政策本部から発表された「多文化社会統合プログラム構築方案公聴会開催(案)」によると、長期に居住している移民者の韓国社会への不適応と国民の多文化社会に対する理解不足を背景に、そのプログラムの導入が必要であるとしている。プログラムの内容は、基本素養に対する事前評価、言語課程及び多文化社会理解課程、参与度事後評価に構成され、プログラムを履修した場合、帰化する時の筆記試験の免除や面接審査への反映及び国籍取得の待機期間の短縮などの利点がある。법무부 출입국・외국인정책본부 「다문화사회통합 프로그램 구축방안 공청회 개최(안)」(2008年6月)より。
- 15) 2007年10月現在京畿道の9つの市が外国人支援条例を制定していた(p.28.)。富川市の場合、「富川市居住外国人支援に関する条例案」第5条の支援対象が、外国人、新しく韓国国籍を取得した人、韓国生活に慣れていない人と規定され、その中に「但し、『出入国管理法』などによって大韓民国で合法的に滞在する法的地位をもっていない外国人は除外する」とされたこと(行政自治部によって提示された「居住外国人支援標準条例案」においても、支援対象の規定は同様であった)から、対象が限定されると在留資格をもっていない外国人を排除してしまうおそれがあるとし

て外国人支援団体から反対され、市議会では否決された。윤병국『미등록외국인 지원 제외조항 삭제를 위한 부천시 거주외국인 지원 조례안 심의자료집』2008年4月, pp.1-10. 2008年7月に、行政安全部は自治体別の外国人住民の実態調査を発表するとともに、外国人住民業務の推進指針及び支援条例標準案を出した。この案においては、従来の「居住外国人支援条例」を「外国人住民支援条例」へと条例の名称を変更し、韓国国籍を取得している人やその子ども、韓国文化や生活に慣れていない人までを「外国人住民」と規定したのである。

- 16) 核心教員とは、実際に現場で教える人ではなく、多文化教育を担当する「多文化教師」との関係で位置付けられている人で、今後の地方の多文化教育センターとの関係から、「核心教員とは、中央及び地方の多文化教育センターに勤務し、多文化教育全般を総括し、市・道教育庁又は地方自治団体が主管する多文化教育を担当する専任教員」(p.7.)のことを指すと定義している。서울대학교 중앙다문화교육센터(연구책임자 심봉섭)『다문화교육 담당 핵심교원 양성 프로그램 연구 개발 및 시범연수』교육인적자원부, 2007年, pp.2-7.
- 17) ソウル大学中央多文化教育センターは、2007年に行った『多文化教育担当核心教員の養成プログラム研究開発及び示範研修』に基づいて、2008年に入ってから現職の教師を対象に研修を行っている。首都圏地域の教師を対象に8月4日から8日にかけて多文化教育入門や多文化教育と学校文化などの内容とする「一般教師多文化教育研修」を実施していた。『일반교사 다문화교육연수 - 수도권 지역 -』서울대학교 교육종합연구원 중앙다문화교육센터, 2008年.
- 18) 2008年2月の新政府の発足を受けて政府組織は改編され、女性家族部の家族政策部門は保健福祉家族部へと移管され、結婚移民者政策は女性家族部から保健福祉家族部の管轄となった。
- 19) 原文には「移住移民政策」となっているが、本稿では在韓外国人という用語を使用しているため、引用に際して図の名前を「移住移民関連政府体系」から「在韓外国人関連政府体系」へと変更したことを断っておく。
- 20) 第21条(家庭に対する支援)は、国家及び地方自治団体は家庭が円滑にその機能を遂行するように支援しなければならないという内容である。
- 21) 「多文化家族支援法」施行規則第2条第2項によると、実態調査の内容には、①性別や年齢、学歴などの一般的特性に関する事項、②所得、支出、資産などの経済状況に関する事項、③家族関係などに関する事項、④消費、余暇などの生活様式に関する事項、⑤家族との葛藤などの家族の問題に関する事項、⑥多文化家族支援関連教育、相談などのサービスの需要に関する事項、⑦その他に多文化家族の現況及び実態把握に必要な事項として保健福祉家族部長官の定める事項が含まれるという。
- 22) 本節の内容は、2008年9月に行った調査に基づくものである。
- 23) 「富川外国人労働者の家」資料より。

- 24) 女性会館も健康家庭支援センターもボクサコル文化センターという同じセンター内に位置している。
- 25) 訪問事業に力を入れていることは、2008年度予算23,167百万ウォンの中で最も多くの予算が策定されたのが結婚移民者家族の児童養育支援の訪問教育の予算11,040百万ウォンで、その次が韓国語訪問教育5,612百万ウォンであったことから分かるであろう。보건복지가족부『다문화가족 생애주기별 맞춤형 서비스 지원 강화계획』, 2008年5月13日, p.9.
- 26) 例えば、韓敬九は、「多民族社会へと進入する韓国社会で最も緊急で重要な課題は、私たち自身の自文化と多文化に対する理解」であると指摘し、「そのためには、学校教育はもちろん社会教育あるいは生涯教育など多様な方法を通じての国際理解教育と多文化教育の拡大が切実に必要である。外国人労働者と結婚移住者に対する教育も重要であるが、最も緊急なのは韓国人の管理者と労働者、結婚移民者の配偶者と家族、そして彼らと接する公務員、市民団体活動家、地域社会住民などに対する教育である」と述べる。한경구「다민족·다문화사회로의 전환: 그 문제점과 전략」『젠더 리뷰』2008년 봄호, p.45.
- 27) 보건복지가족부『다문화가족 생애주기별 맞춤형 서비스 지원 강화대책』, 2008年10月30日, p.11.

【参考資料】多文化家族支援法（制定2008年3月21日 法律第8937号）

第1条（目的） この法は多文化家族の構成員が安定的な家族生活を営為できるようにすることで、その暮らしの質の向上と社会統合に資することを目的とする。

第2条（定義） この法において使用する用語の定義は次のとおりとする。

1. 「多文化家族」とは次のいずれかに該当する家族を指す。
 - カ. 「在韓外国人処遇基本法」第2条第3号の結婚移民者と「国籍法」第2条に基づき出生時から大韓民国国籍を取得した者でできた家族
 - ナ. 「国籍法」第4条に従って帰化の許可を受けた者と同法第2条に基づき出生時から大韓民国国籍を取得した者でできた家族
2. 「結婚移民者」とは多文化家族の構成員としては次のいずれかに該当する者を指す。
 - カ. 「在韓外国人処遇基本法」第2条第3号の結婚移民者
 - ナ. 「国籍法」第4条に基づき帰化の許可を受けた者

第3条（国家と地方自治団体の責務） ①国家と地方自治団体は多文化家族構成員が安定的な家族生活を営為できるように必要な制度と与件を助成し、そのための施策を樹立・施行しなければならない。

②国家と地方自治団体はこの法に基づく施策の外国人政策関連事項については「在韓外国人処遇基本法」第5条から第9条までの規定に従う。

第4条（実態調査等） ①保健福祉家族部長官は多文化家族の現況及び実態を把握し多文化家族の支援のための政策樹立に活用するために3年ごとに多文化家族に対する実態調査を実施しその結果を公表しなければならない。

②保健福祉家族部長官は第1項に基づく実態調査のために関係公共機関又は関連法人・団体について必要な資料の提出等協調を要請することができる。その場合資料の提出等協調を要請された関係公共機関又は関連法人・団体等は特別な事由のない限りそれに協調しなければならない。

③保健福祉家族部長官は第1項に基づく実態調査を実施する際に外国人政策関連事項については法務部長官との協議を経て実施する。

④第1項に基づく実態調査の対象及び方法等に必要な事項は保健福祉家族部令で定める。

第5条（多文化家族に対する理解増進） 国家と地方自治団体は多文化家族に対する社会的差別及び偏見を予防し社会構成員が文化的多様性を認め尊重できるように多文化理解教育と広報等必要な措置をとらなければならない。

第6条（生活情報の提供及び教育支援） ①国家と地方自治団体は結婚移民者等が大韓民国で生活するのに必要な基本的情報を提供し、社会適応教育と職業教育・訓練等を受けられるように必要な支援をすることができる。

②第1項に基づく情報提供及び教育に必要な事項は大統領令で定める。

第7条（平等な家族関係の維持のための措置） 国家と地方自治団体は多文化家族が民主的で両性平等な家族関係が享受できるように家族相談、夫婦教育、父母教育、家族生活教育等を推進しなければならない。その場合文化の違い等を考慮した専門的サービスが提供できるように努めなければならない。

第8条（家庭暴力の被害者に対する保護・支援） ①国家と地方自治団体は多文化家族の家庭暴力を防止するために努めなければならない。

②国家と地方自治団体は家庭暴力の被害を被った結婚移民者等に対する保護及び支援のために外国語の通訳サービスを整った家庭暴力相談所及び保護施設の設置を拡大するように努めなければならない。

③国家と地方自治団体は結婚移民者等が家庭暴力で婚姻関係を終了する場合意思疎通の困難と法律体系等に関する情報の不足等で不利な立場に置かれないように意見陳述及び事実確認等において言語通訳、法律相談及び行政支援等必要なサービスを提供することができる。

第9条（産前・産後の健康管理支援） 国家と地方自治団体は結婚移民者等が健康で安全に妊娠・出産できるように栄養・健康に関する教育、産前・産後のドゥミ（助っ人）の派遣、健康検診と検診時の通訳等必要なサービスを支援することができる。

第10条（児童保育・教育） ①国家と地方自治団体は児童保育・教育を実施するにあたって多文化家族構成員である児童を差別してはならない。

②国家と地方自治団体は多文化家族構成員である児童が学校生活に迅速に適用できるように教育支援対策を講ずるべきであり、特別市・広域市・道・特別自治道の教育監は多文化家族構成員である児童に対して学校外又は放課後教育プログラムを支援することができる。

③国家と地方自治団体は多文化家族構成員である児童の小学校就学前の保育及び教育支援のために努力し、その児童の言語発達のために韓国語教育のための教材支援及び学習支援等言語能力を高めるために必要な支援をすることができる。

第11条（多国語によるサービス提供） 国家と地方自治団体は第5条から第10条までの規定に基づく支援政策を推進するにあたって結婚移民者等が意思疎通の混乱を解消しサービスの接近性を高めるために多国語によるサービス提供が行われるように努めなければならない。

第12条（多文化家族支援センターの指定等） ①保健福祉家族部長官は多文化家族支援政策の施行のために必要な場合には多文化家族支援に必要な専門人材と施設を備えた法人か団体を多文化家族支援センター（以下、“支援センター”とする）に指定することができる。

②支援センターは次の各号の業務を遂行する。

1. 多文化家族のための教育・相談等支援事業の実施
2. 多文化家族支援サービスの情報提供及び広報

3. 多文化家族支援関連機関・団体とのサービス連携

4. その他に多文化家族支援のために必要な事業

③支援センターでは多文化家族に対する教育・相談等の業務を遂行するために関連分野に関する学識と経験を持つ専門人材をおかなければならない。

④国家と地方自治団体は第1項に基づき指定した支援センターに対して予算の範囲で第2項の各号の業務を遂行するに必要な費用の全部あるいは一部を補助することができる。

⑤支援センターの指定基準、指定機関、指定手続き等に必要な事項は大統領令で、第3項に基づく専門人材の基準等に必要な事項は保健福祉家族部令でそれぞれ定める。

第13条（多文化家族支援業務関連公務員の教育） 国家と地方自治団体は多文化家族支援業務に従事する公務員の多文化家族に対する理解増進と専門性向上のために教育を実施することができる。

第14条（事実婚の配偶者及び子女の処遇） 第5条から第12条までの規定は大韓民国国民と事実婚の関係で出生した子女を養育している多文化家族構成員に対して準用する。

第15条（権限の委任と委託） ①保健福祉家族部長官はこの法に基づく権限の一部を大統領令で定めるところにより特別市長、広域市長、道知事、特別自治道知事（以下、“市・道知事”とする）又は市長・郡守・区庁長（自治区の区庁長を指す）に委任することができる。

②国家と地方自治団体はこの法に基づく業務の一部を大統領令で定めるところにより非営利法人か団体に委託することができる。

第16条（民間団体等の支援） ①国家と地方自治団体は多文化家族支援事業を遂行する団体や個人に対して必要な費用の全部又は一部を補助するかその業務遂行に必要な行政的支援をすることができる。

②国家と地方自治団体は結婚移民者等が相互扶助するための団体の構成・運営等を支援することができる。

附則<第8937号, 2008. 3.21>

①（施行日）この法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

②（結婚移民者家族支援センターに関する経過措置）この法の施行当時保健福祉家族部長官、市・道知事又は市長・郡守が指定・運営中である結婚移民者家族支援センターはこの法に基づき指定された多文化家族支援センターとする。